



厚生労働省岩手労働局発表  
平成29年10月30日(月)

【照会先】  
岩手労働局労働基準部賃金室  
室長 中田 光浩  
室長補佐 松田 有司  
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

## 岩手県特定(産業別)最低賃金の決定・改正決定の答申について

### ～ 岩手県特定(産業別)最低賃金について答申が行われます ～

岩手地方最低賃金審議会(会長 たねだ まさる 種田 勝)は、岩手県特定(産業別)最低賃金の決定・改正決定について、岩手労働局長(久古谷 くごたに としゆき 敏行)に対し、下記により答申を行う予定としています。

この答申が行われると、岩手労働局長は、最低賃金法等の定めるところにより、所定の手続きを経て、官報公示を行い、早ければ12月30日に該当5産業について決定・改正発効されることとなります。

### 記

- 1 日 時 平成29年10月31日(火) 午前11時00分から
- 2 場 所 盛岡第2合同庁舎 3階会議室  
(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)
- 3 議 題 岩手県特定(産業別)最低賃金の決定・改正決定について(答申)
- 4 対象産業
  - ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
  - ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
  - ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
  - ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
  - ・ 岩手県自動車小売業最低賃金
- 5 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び答申文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等は御遠慮いただきます。